

ご存じですか？ 自然公園制度

宮城県は、蔵王・栗駒・船形に代表される山々、松島・南三陸の海岸など美しい自然に恵まれています。このような優れた自然景観を守り、適正な利用をしていくためのきまりが**自然公園法**¹⁾と**県立自然公園条例**²⁾です。

1) 「自然公園法」は、国立公園・国定公園についてのきまり

2) 「県立自然公園条例」は、県立自然公園についてのきまり



蔵王国定公園
御釜

自然公園とは

環境大臣が指定する**国立公園**，**国定公園**，知事が指定する**県立自然公園**の総称です。

国立公園…国を代表するにふさわしい極めて優れた自然の風景地

国定公園…国立公園に次ぐ優れた自然の風景地

県立自然公園…国立・国定公園以外で知事が指定する優れた自然の風景地

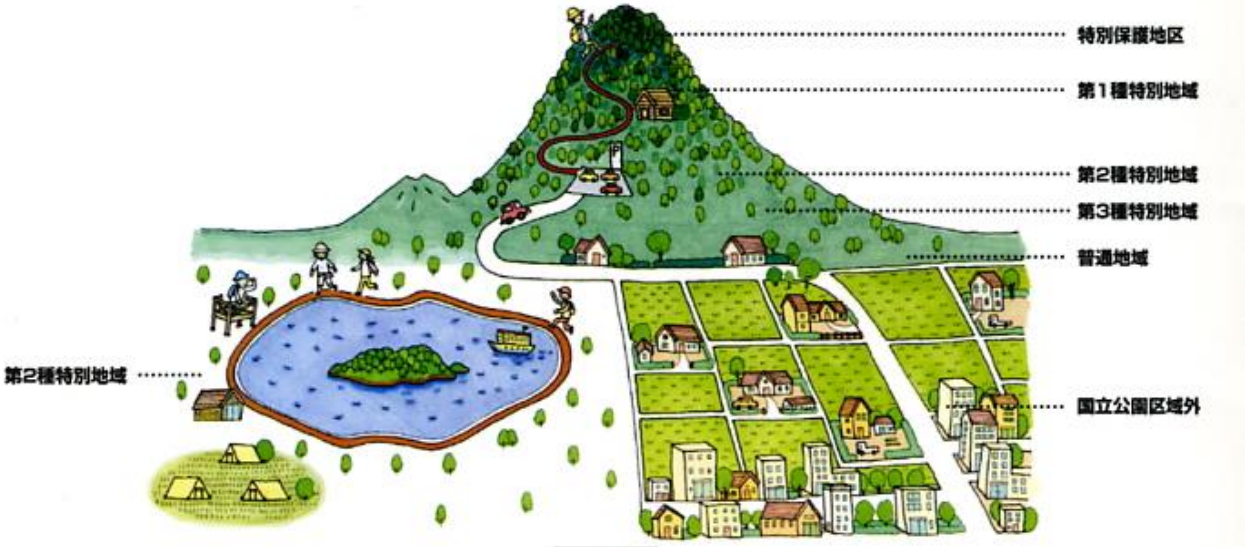
◎県内の自然公園（11箇所・面積 171,201ha）H30.4.1現在

区分	公園名	面積 (ha)	所在市町名
国立	三陸復興	14,884	石巻市，女川町，南三陸町，登米市，気仙沼市
国定	蔵王	20,757	仙台市，白石市，蔵王町，七ヶ宿町，川崎町
	栗駒	29,516	大崎市，栗原市
県立自然公園	松島	5,410	塩竈市，松島町，七ヶ浜町，利府町，東松島市
	旭山	34	石巻市
	蔵王高原	20,606	白石市，蔵王町，七ヶ宿町，川崎町
	二口峡谷	9,230	仙台市
	気仙沼	21,079	気仙沼市
	船形連峰	35,449	仙台市，大和町，加美町，色麻町
	硯上山万石浦	9,933	石巻市，女川町
阿武隈溪谷	4,303	丸森町	

自然公園内の行為規制

① 地域区分と規制内容

地域区分		地域の説明	規制内容
特別地域	特別保護地区	原生的自然が残る地域など、特に嚴重に自然景観を維持する必要がある地域	許可制 (開発不可)
	第1種	特別保護地区に準じて、現在の自然景観を極力維持する必要がある地域	
	第2種	良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域	許可制
	第3種	特別地域の中では自然景観を維持する必要性が比較的低い地域で、通常の農林漁業については原則認められる	
海域公園地区		海産資源、海底地形などにおいて特に重要とされている地域	許可制
普通地域		特別地域と一体的に風景の保護を図ることが必要な地域	事前届出制



- 特別地域，特別保護地区内における行為については，知事（環境大臣¹⁾）の許可が必要です。
 - 1) 国立公園の許可事務は，一定規模以上の行為については環境省が行います。

許可基準の例	建築物の高さ 13m 以内 建坪率 20%・容積率 60%（第3種特別地域の場合）等。他にも行為の内容ごとに詳細な許可基準が定められています。
--------	---

- 普通地域内における行為については，行為着手の 30 日以上前までに知事（環境大臣）への届出が必要です。

② 規制の対象となる行為

規制項目	特別保護地区 (許可)	特別地域 (許可)	海域公園地区 (許可)	普通地域 (届出)
1 工作物の新築・改築・増築	○	○	○	○ ※基準を超えるものに限る
2 木竹の伐採	○	○	—	—
3 木竹の損傷	○	○ ※ 指定区域に限る	—	—
4 鉱物の掘採・土石の採取	○	○	○	○
5 河川・湖沼等の水位・水量の増減	○	○	—	○
6 汚水等の排出	○ ※ 指定湖沼等に限る	○ ※ 指定湖沼等に限る	○	—
7 広告物の掲出・設置・表示	○	○	○	○
8 屋外における物の集積・貯蔵	○	○ ※ 指定物に限る	—	—
9 水面・海面の埋立て・干拓	○	○	○	○
10 土地の開墾・土地の形状変更	○	○	—	○
11 植物の採取・損傷, 落葉・落枝の採取	○	○ ※指定植物の 採取・損傷に限る	○ ※ 指定区域・植物に限る	—
12 植物の植栽・種まき	○	○ ※指定区域・植物に限る	—	—
13 動物の捕獲・殺傷, 卵の採取・損傷	○	○ ※指定動物に限る	○ ※ 指定区域・動物に限る	—
14 動物を放つこと	○	○ ※ 指定区域・動物に限る	—	—
15 屋根・壁面・塀等の色彩変更	○	○	—	—
16 湿原等指定区域への立入	○	○	—	—
17 車馬・動力船の使用, 航空機の着陸	○ ※道路・広場以外 の区域に限る	○ ※指定区域に限る	○ ※ 指定区域・期間に限る	—
18 物の係留	—	—	○	—
19 火入れ・たき火	○	—	○	—
20 海底の形状変更	—	—	○	○ ※海域公園地区の 周辺 1km 以内

※普通地域内 工作物の届出基準（次の基準を超える場合のみ届出が必要）

◎建築物…高さ 13m 又は延べ面積 1,000 m² 以上 ◎鉄塔…高さ 30m ◎送水管…長さ 70m
◎船舶係留施設…長さ 50m ◎ダム…高さ 20m ◎別荘地用道路…幅員 2 m など

③ 行為許可申請・届出の手続き

1) 誰が？

- 個人の場合 → 本人
- 法人の場合 → 法人の代表者
(例)・住宅の新築の場合 → 建て主

2) いつ？

行為の着手予定日から 30 日以上前に行ってください。

※届出の場合でも、受理日から 30 日を経過しないと行為に着手できません。

3) 何を？

○申請書又は届出書

- ・様式は、県窓口でお渡しします。
- ・また、県自然保護課ホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/shinsei.html>

○地形図（1/25,000 以上）

- ・国土地理院発行地図、各市町管内図などに行為地を記入します。

○概況図（1/5,000 以上）

- ・地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。（見取図でもよいですが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの。）

○カラー写真

- ・行為地の全体が見渡せる写真。
- ・行為地の状況（林相、現況施設等）が分かる写真。
- ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真。

○行為の施行方法を明らかにした図面（1/1,000 以上）

- ・平面図・立面図・断面図・構造図・意匠配色図

○植栽その他修景の方法を明らかにした修景図（1/1,000 以上）

- ・修景・植栽・緑化計画平面図（植物名の明示、緑化工法の具体的表示）

☆行為の内容によって省略できる図面もあります。

○その他参考となる資料

案件により次の書類を提示・提出していただく場合があります。

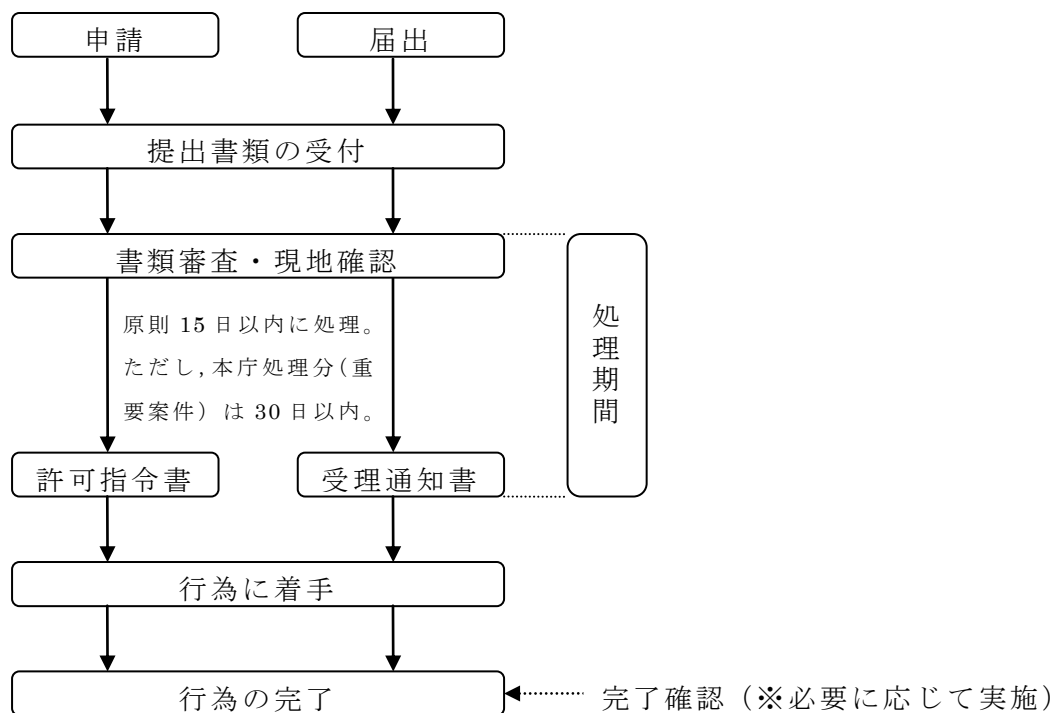
- ・土地・建物面積計算表、土量計算書など（提出）
- ・土地登記簿謄本、土地使用承諾書など（提示）
- ・他法令に基づく申請書・許可書等の写し（提示）

4) どこに？

行為場所を所管する県窓口へ

県窓口	所管区域
大河原地方振興事務所 森林管理班 Tel0224-53-3252	白石市・蔵王町・七ヶ宿町 川崎町・丸森町
仙台地方振興事務所 森林管理班 Tel022-275-9253	仙台市・大和町
北部地方振興事務所 森林管理班 Tel0229-91-0765	大崎市・加美町・色麻町
北部地方振興事務所栗原地域事務所 森林管理班 Tel0228-22-2133	栗原市
東部地方振興事務所 森林管理班 Tel0225-95-1486	石巻市・女川町
東部地方振興事務所登米地域事務所 森林整備班 Tel0220-22-6125	登米市
気仙沼地方振興事務所 森林管理班 Tel0226-24-8285	気仙沼市・南三陸町
松島公園管理事務所 Tel022-355-0333	県立自然公園松島の区域

5) 手続きの流れ



6) 申請書記載例

様式第1号(1)

不要な文字を二重線で消します。

特別地域 ~~(特別保護地区、海域公園地区)~~ 内
 工作物の新 ~~(改、増)~~ 築許可申請書

自然公園法第20条 ~~(第21条、第22条)~~ 第3項の規定により蔵王国定公園の特別地域 ~~(特別保護地区、海域公園地区)~~ 内における工作物の新 ~~(改、増)~~ 築の許可を受けたく、次のとおり申請します。

平成〇〇年 〇月 〇日

本人の署名であれば押印不要です。

〇〇市〇〇町123-4
 株式会社 〇〇〇〇
 代表取締役社長 〇〇 〇〇

会社
 代表者印

宮城県知事 〇〇 〇〇

目的 (※なぜこの場所に、何のために)	〇〇市〇〇町(国定公園第2種特別地域内)でレストランを営んでいたが、道路改良工事のため移転を余儀なくされたため、申請地において店舗を新築するもの。	
場所	〇〇市△△町234-56(※地番まで詳しく記入します。)	
行為地及びその付近の状況 (※地形、植生、風景の構成要素等)	行為地は、〇〇川の流れる谷間に位置し、国道〇〇号線に面した休耕田及びクヌギ・アカマツ等の二次林である。付近には、国道に面して複数の店舗があり、行為地に近接して〇〇神社の境内林(天然林)及び国有林(人工林)がある。	
工作物の種類	建築物(レストラン用店舗)、付帯駐車場、プロパンガス庫	
施行方法	敷地面積	6,000㎡(※借地があれば、借地分の面積を記入します。)
	規模	別紙に記載
	構造	
	主要材料	
	外部の仕上げ及び色彩	
関連行為の概要		
施行後の周辺の取扱い (※跡地の整理、修景のための植栽等)	仮設資材置き場は、工事終了後、張り芝により緑化する。仮設道路跡地は、簡易舗装を撤去後、客土し、クヌギ、アカマツ等により緑化する。	
予定日	着手	平成〇〇年 〇月 〇日(ただし、許可の日以降)
	完了	平成〇〇年 〇月 〇日(※必ず記入します。)
備考	他法令の手続き進捗状況：建築確認申請中 土地所有関係：自己所有地 今後の施工計画：2年後に、西側に駐車場を拡張する予定 自然公園法の過去の許可取得状況：H〇.〇.〇付け自保第〇〇号	

(別紙)
 施行方法

<p>規 模</p>	<p>建築物 ①レストラン 水平投影面積 1,200 m² 建築面積 1,190 m² 延床面積 1,600 m² 最高高さ 12.2m ②プロパンガス庫 水平投影面積 (建築面積と同じ) 20 m² 延床面積 19 m² 最高高さ 2.5m 駐車場 面積 2,000 m² (駐車台数 40 台)</p>
<p>構 造</p>	<p>建築物 ①レストラン 鉄筋コンクリート (RC) 造 2 階建て 屋根: 切妻式茅葺き ②プロパンガス庫 コンクリートブロック (CB) 造 屋根: 切妻式 駐車場 アスファルトコンクリート舗装</p>
<p>主要材料</p>	<p>建築物 ①レストラン 本体: 鉄筋コンクリート 屋根: 茅 外壁: モルタル吹き付け, 一部, 自然石張 ②プロパンガス庫 本体: コンクリートブロック 屋根: トタン 駐車場 舗装: アスファルトコンクリート 一部, 透水性舗装 縁石: 自然石及びコンクリート</p>
<p>外部の仕上げ 及び色彩</p>	<p>建築物 ①レストラン 屋根: 茅葺き (茶色) 外壁: モルタル吹き付け (薄茶色) 及び自然石張 (明灰色) ②プロパンガス庫 屋根: トタン葺 (暗灰色) 外壁: コンクリート色 (明灰色) 駐車場 カラーアスファルト舗装 (黄土色)</p>
<p>関連行為の概要</p>	<p>支障木の伐採 (例 1) クヌギ 30 本, アカマツ 25 本, その他 30 本 (例 2) 伐採面積 500 m², 伐採材積 900 立方 m, 伐採本数 85 本 (ク ヌギ他) 動植物の保全対策 指定植物であるレンゲツツジは全株を修景緑化計画図記載の位置 に移植。その他特に保全対策を要する動植物はない。 造成面積 造成面積 1,500 m² うち, 切土面積 600 m² 盛土面積 900 m² 残土処理 残土なし。切土量 800 立方 m 盛土量 2,300 立方 m 不足土 1,500 立方 m は, 国定公園外 (〇〇市××町内) より購入。 工事前仮工作物の設置 工事前仮設資材置き場を隣接地に造成 (地均し程度), 施工 工事前仮設道路を新築 (L=80m, W=3 m, 簡易アスファルト舗装) 仮設物は施工終了後撤去し跡地を修景緑化</p>

注) ここでは, 行為の施行方法を別紙として記載する場合を例示しました。一般に, 規模
 の大きな, あるいは施行方法の複雑な行為ほど, 記載すべき情報量は多くなります。